

# 一般社団法人日本高校生パラメンタリーディベート連盟

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本高校生パラメンタリーディベート連盟と称する。英語では High School Parliamentary Debate Union of Japan と表示し、略称を HPDU とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区大谷口北町74番2号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な他の地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、英語によるパラメンタリーディベートを通じて我が国の高校生の英語コミュニケーション能力向上、ものごとを多角的に検証し課題を解決に導く思考力向上及び自ら課題を発見する強い好奇心の育成を図るとともに、地球社会が抱える課題について基礎的知識の習得を促し課題解決への活動を学ぶ場を提供することにより、地球社会に貢献できる人材育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 高校生のパラメンタリーディベート大会の開催

(2) パラメンタリーディベート練習試合、各種ディベート講座の開催

(3) 地球社会に貢献できる人材育成に関する講座等の開催

(4) 前各号の事業に附帯する事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告方法は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

## 第2章 会員及び社員

(会員)

第6条 この法人は、以下の3種の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人の活動に特別に寄与し、社員総会の決議をもって推薦された個人
- (3) 賛助会員 この法人を賛助する目的で入会した個人及び団体

(社員)

第7条 この法人は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、所定の手続きを経て理事会の承認を受けなければならない。

2 ただし、名誉会員に推挙された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になったとき及び毎年、社員総会の決議をもって別に定める額を支払う義務を負う。

2 第1項の規定にかかわらず、名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 納入済みの会費はいかなる理由があれ、返却しないものとする。

(任意退会)

第10条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。なお、社員総会で決議する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条の支払義務を正当な理由なく履行しなかったとき

(2) 総社員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 この法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。ただし、会員の承諾がある場合には、電磁的方法により通知又は催告を行うことができる。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 名誉会員及び賛助会員は社員総会に陪席することができる。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 計算書類等の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、理事の1名がこれに代わるものとする。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員は、社員総会に出席する他の社員への委任状によって議決権の行使を行うことができる。

3 決議について特別の利害関係を有する社員は、決議に加わることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(役員等)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上4名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、若干名の業務執行理事を置くことができる。

3 代表理事を理事長とし、業務執行理事を常務理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、退任した役員の前任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、第22条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会で定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出をもとめることができるものとする。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算



(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会が任免する。

- 4 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 会長等

(会長及び副会長)

第45条 この法人に、会長を1名、副会長を若干名置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、この法人の名誉を代表する。
- 3 会長及び副会長は、その任期を含め、理事会の決議をもって定めるものとし、再任を妨げない。
- 4 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(特別顧問及び顧問)

第46条 この法人に、特別顧問及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 特別顧問及び顧問は、この法人の運営等について理事長から諮問を受け、理事長に助言する。
- 3 特別顧問及び顧問は、その任期を含め、理事会の決議により理事長が委嘱するものとし、再任を妨げない。
- 4 特別顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第10章 定款の変更等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権をもって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成29年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第51条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 北原隆志、尾花美代子、古賀記洋子、小林良裕、浜野清澄、前田和、天海揚介、西崎真広、宇佐美修

設立時代表理事 北原隆志

設立時監事 油井直次

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

※個人情報のため、ホームページ上での掲載は行わないものとしました。

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

平成28年8月10日

# 一般社団法人日本高校生パラメンタリーディベート連盟 会費規程

2016年8月25日制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本高校生パラメンタリーディベート連盟（以下、「本法人」という。）の定款第9条に規定する会費について定める。

(正会員)

第2条 正会員の年会費は3万円とする。

(賛助会員)

第3条 個人賛助会員の年会費は1万円とし、法人賛助会員の年会費は10万円とする。

(支払方法)

第4条 会費の支払いは、年先払いとし、毎年7月所定の日までに支払う。

(途中入会等)

第5条 正会員または賛助会員となった者は、入会が7月から12月の場合には該当する事業年度の会費の全額を、1月から6月の場合には該当する事業年度の会費の半額を入会の月の末日までに支払う。

(返金)

第6条 本法人は、退会の申し出をした会員に対し、既に支払われた会費の返金を行わない。

(請求書等)

第7条 本法人からの請求書または領収書は、会費を支払う者に対して発行する。

以上。